

妊産婦医療費助成制度

平成30年度 公益社団法人日本産婦人科医会 記者懇談会

平成31年2月13日

日本記者クラブ

日本産婦人科医会 副会長 前田津紀夫

1

全都道府県に「妊産婦医療費助成制度」の設置を

平成 30 年 4 月の診療報酬改定にて、妊婦の外来診療について妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価する観点から、基本診療料の初診料及び再診料に「妊婦加算」が新設されました。しかしながら平成 30 年 10 月以降、妊婦加算は妊婦に負担を課すものとして妊婦をはじめ一般社会の多くの方々から「妊婦税」とご批判を頂戴し、社会問題として報道もされました。その結果、平成 30 年 12 月をもって妊婦加算は一時凍結となり算定できなくなりました。

妊婦加算は、以前から設置されている「乳幼児加算」と全く同じ点数で、算定に関する設定（時間内、時間外、休日、深夜など）も同様です。乳幼児の診療と同じように、妊婦の診療には慎重かつ特殊な配慮が必要ですので、妊婦加算は診療報酬として適切な加算であると言えます。

では、乳幼児加算は問題とならないのに、なぜ妊婦加算は批判されたのでしょうか。

今回の妊婦加算について、たとえば栃木県では妊産婦の間で全く問題になっておりませんでした。栃木県には「妊産婦医療費助成制度」があり、妊産婦の保険診療における自己負担分はこれにて全額助成され無料となります。したがって、妊婦加算が新設されても妊婦の負担はなく、妊婦加算への不満は生じませんでした。この制度は、栃木県にて全国で最初に昭和 48 年に設置されました。本制度が一部の市区町村で設置されている都道府県もありますが、都道府県内のすべての自治体にて設置されているのは現在でも全国で 4 県しかありません。

一方、「乳幼児医療費助成制度」は、子育て支援策の 1 つとして全国すべての自治体で設置されています。これにより乳幼児の保険診療における自己負担分は全額助成され、我が国ではすべての乳幼児の保険診療費は無料となっています。近年は、乳幼児ばかりではなく小学生も対象となり、自治体によってはさらに中学生、高校生にも拡大され、「こども医療費助成制度」と総称されております。乳幼児医療費助成制度によって乳幼児の保険診療自己負担分は無料になるため、乳幼児加算が新設及び増点されても受診者の負担にはなりません。そのため、乳幼児加算は妊婦加算のように批判の対象にならなかったのだと考えられます。

先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）が公布され、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を行う「子育て世代包括支援」の方針が決定されました。その施策として、都道府県や市区町村では子育て世代包括支援センターの設置や産後健診、産後ケア事業等が開始されております。さらに平成 30 年 12 月 8 日には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が参議院本会議において全会一致

で可決成立いたしました。

乳幼児医療費助成制度が子育て支援に有用なことは明らかなですが、成育基本法が掲げる妊娠期からの切れ目のない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべきです。医療費助成の対象として妊娠・出産にも目を向け、全国に妊産婦医療費助成制度を設置することが望まれます。妊産婦医療費助成制度は妊産婦の方々、とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要するの方々には、本制度により保険診療費の負担がなくなるため大変心強い助けになります。晩婚化の傾向にある昨今、高年妊娠や合併症を有する妊婦など、保険診療を必要とする妊産婦が増えています。少子高齢化が急速に進む我が国で、出産してくださる方々を社会全体が支援する明確な意志表示とその施策として、妊産婦医療費助成制度を全国に普及させていただきたいと考えます。

妊産婦医療費助成制度は、栃木県を含め 4 県では県内すべての自治体にて行われているのです。他の都道府県の市区町村でも実施困難なことではありません。かつて乳幼児医療費助成制度は地方の少数の自治体にて開始され、それがまたたく間に周辺の市区町村へと拡大し、今や全国すべての自治体で設置されるに至りました。妊産婦医療費助成制度も、各都道府県内の 1 つの自治体でも開始されれば、それが契機となり都道府県内のすべての市区町村にて設置されることが期待できます。

妊産婦医療費助成制度は妊産婦の保険診療自己負担分をゼロにするため、妊婦加算を算定しても妊婦の自己負担にはなりません。したがって、全国で妊産婦医療費助成制度を設置することを実現できれば、「妊婦に負担をかけている」と批判された妊婦加算の凍結解除を図る有力な方策にもなります。すべての都道府県での妊産婦医療費助成制度の早急な設置と、妊婦加算凍結の早期解除へのご協力をお願い申し上げます。

乳幼児医療費助成制度と乳幼児加算 妊産婦医療費助成制度と妊婦加算

乳幼児医療費助成制度（こども医療費助成制度）

- ① 乳幼児や小・中・高校生の医療費の保険診療自己負担分を自治体が公費で助成するもの。（こども医療費助成制度は、対象児に小中高校生を加えた呼称。）子育て世帯の経済的負担をなくすまたは軽減する制度であり、子育て支援策の1つである。本制度は、全国すべての自治体で実施されている。
 - ② 地方自治体の単独事業である。国の補助（交付金等）はない。
- ・ 昭和 36 年に岩手県内の一部の自治体で開始された。その後、昭和 47 年～49 年にかけてすべての乳幼児を対象に 42 道県で導入され、平成 5 年～6 年に残り 5 都府県で助成を開始し、全国すべての自治体に普及した。平成 10 年代以降、対象年齢の引き上げ、所得制限や一部自己負担の撤廃など年々拡充され、「子どもの医療費無料化」に進んでいる。
 - ・ 自治体により制度の内容が若干異なるが、乳幼児（未就学児）についてはすべての都道府県で保険診療自己負担分が全額公費助成され、かつ現物給付（患者の医療機関への支払い金なし）である。小学生以上については、自治体により、外来診療と入院診療の区分、所得制限の有無、一部自己負担の有無、給付方式（現物給付/償還払い）に違いがある。
 - ・ こども医療費の助成は子育て世帯の経済的負担を軽減しており、各種調査でも評価されている。毎年行われている内閣府の少子化社会対策に関する調査でも、子育て世代の望む経済的支援措置の第 2 位である（第 1 位は保育料の軽減）。
 - ・ 自治体は、若い世帯を住民に取り込むため、あるいは若い世帯の住民が近隣自治体に流出するのを防ぐため、競い合って拡充している側面がある。

乳幼児加算

保険診療の診察料に昭和 49 年 10 月 1 日に初診料に新設された。その後、再診料にも導入され、それぞれ徐々に増点されて現在に至る。

妊産婦医療費助成制度

- ① 妊産婦の医療費の保険診療自己負担分を自治体が公費で助成するもの。妊婦の経済的負担を軽減する制度である。本制度は、全国では4県にて全県下で行われ、その他の都道府県ではいくつかの市区町村の自治体事業として実施されている。
 - ② 地方自治体の単独事業である。国の補助（交付金等）はない。
- ・ 昭和48年に栃木県、富山県、岩手県の3県で、平成10年に茨城県で開始された。昭和47年～49年は全国で乳幼児医療費助成制度が普及した時期であり、上記3県ではこれに伴い妊産婦医療費助成制度も開始されたと思われる。他の都道府県では、いくつかの市区町村が単独の自治体事業として実施しているのみで、普及していない。（別紙参照）
 - ・ 本制度を実施している各県及び自治体では、制度の内容に差異がある。外来診療と入院診療の区分、対象者、給付対象、所得制限の有無、一部自己負担の有無、給付方式（現物給付/償還払い）に違いがある。最もシンプルな制度設計と考えられる栃木県では、対象者は全妊産婦、対象者の所得制限はなし、給付対象は医療保険適用のすべての疾病（母子手帳交付後の流産及び死産を含む）、自己負担なし、給付方式は償還払い（口座振り込み）である。（別紙参照）
 - ・ 妊産婦の経済的負担を軽減しており、栃木県内では妊産婦から高く評価されている。特に、帝王切開や切迫早産長期入院など、高額医療費になった妊婦の大きな助けになっている。

妊婦加算

保険診療の診察料に平成30年4月1日に初診料及び再診料において同時に新設された。点数及び算定に関する設定は、先行して存在した乳幼児加算と全く同じである。（別紙参照）妊婦および一般社会から批判を受け、平成30年12月をもって妊婦加算は一時凍結。

乳児加算と妊婦加算についての一般社会の批判の差異について

前述のように、乳幼児加算の導入に先行して、自治体では乳幼児医療費助成制度が行われていた。そのため、乳幼児加算が新設あるいは増点されても患者負担は実質的に無料またはかなり低額であった。これが、受診者の不満が生じず、社会問題にもならなかった理由と考えられる。

こども医療費助成制度の一定の普及が得られた現在、先般の「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び「成育基本法」における大きな方針である「妊娠・出産・子育ての切れ目のない包括的支援」において、これまで十分ではなかった妊娠・出産への支援（妊産婦への支援）がなされるべきである。こども医療費助成制度の更なる拡充よりも先に、妊産婦医療費助成制度の全国的な導入が望まれる。

乳幼児加算は存続しているのに対し、妊婦加算が凍結されることは、診療報酬の上で適正ではない。なお、妊婦加算は、産後1か月以内の産婦、及び母乳育児中の産婦を含めた「妊産婦加算」とするのが理想とも言える。

乳幼児加算 と 妊婦加算

青字 乳幼児加算

赤字 妊婦加算

初診料

	時間内	時間外	休日	深夜
一般	282	367 (282+85)	532 (282+250)	762 (282+480)
乳幼児 小児科以外の医療機関	357 (282+75)	367 (282+85)	532 (282+250)	762 (282+480)
乳幼児 小児科標榜医療機関	357 (282+75)	482 (282+200)	647 (282+365)	977 (282+695)
妊婦 産婦人科以外の医療機関	357 (282+75)	367 (282+85)	532 (282+250)	762 (282+480)
妊婦 産婦人科標榜医療機関	357 (282+75)	482 (282+200)	647 (282+365)	977 (282+695)

再診料

	時間内	時間外	休日	深夜
一般	72	137 (72+65)	262 (72+190)	492 (72+420)
乳幼児 小児科以外の医療機関	110 (73+35)	137 (72+65)	262 (72+190)	492 (72+420)
乳幼児 小児科標榜医療機関	110 (73+35)	207 (72+135)	332 (72+260)	662 (72+590)
妊婦 産婦人科以外の医療機関	110 (73+35)	137 (72+65)	262 (72+190)	492 (72+420)
妊婦 産婦人科標榜医療機関	110 (73+35)	207 (72+135)	332 (72+260)	662 (72+590)

「妊産婦医療費助成制度」設置の有無

日本産婦人科医会事務局にて各都道府県庁から聞き取り調査 平成31年1月11日現在

		都道府県全体	把握している市町村数は
1	北海道	無	
2	青森県	無	把握していない（ネット情報は17ヶ所）
3	岩手県	有	全市町村
4	宮城県	無	
5	秋田県	無	1ヶ所
6	山形県	無	
7	福島県	無	17ヶ所
8	茨城県	有	全市町村
9	栃木県	有	全市町村
10	群馬県	無	1ヶ所
11	埼玉県	無	
12	千葉県	無	
13	東京都	無	
14	神奈川県	無	
15	山梨県	無	
16	長野県	無	
17	静岡県	無	
18	新潟県	無	26ヶ所
19	富山県	有	全市町村
20	石川県	無	2ヶ所
21	福井県	無	実施している市町村があると聞いたことがあるが 何力所かは調査していない
22	岐阜県	無	
23	愛知県	無	
24	三重県	無	1ヶ所
25	滋賀県	無	
26	京都府	無	
27	大阪府	無	
28	兵庫県	無	
29	奈良県	無	
30	和歌山県	無	
31	鳥取県	無	
32	島根県	無	
33	岡山県	無	
34	広島県	無	
35	山口県	無	
36	徳島県	無	
37	香川県	無	
38	愛媛県	無	
39	高知県	無	
40	福岡県	無	
41	佐賀県	無	
42	長崎県	無	
43	熊本県	無	
44	大分県	無	
45	宮崎県	無	
46	鹿児島県	無	
47	沖縄県	無	

栃木県妊産婦医療費助成制度

妊娠中から産後 1 か月までの保険診療の診療費自己負担分を全額助成する。

妊娠届を自治体に提出する際に、本制度の説明を受け、受給資格の登録を行い受給資格証の交付を受ける。

- 診療区分 : 外来診療及び入院診療。
- 対象者 : 自治体に妊娠の届け出をした月の初日から、出産した月の翌月の末日までの妊産婦。対象者の所得制限はない。
- 給付対象 : 医療保険適用のすべての疾病。
母子手帳交付後の流産及び死産を含む。
入院時食事療養費は助成対象外。
- 自己負担 : 月額上限 500 円。県内の過半数の自治体にて自己負担金の全額助成が行われており、これらの自治体では自己負担はない。
- 給付方式 : 償還払い。申請窓口は各自治体の医療費助成担当課。
保険点数証明あるいは受診者・保険点数・負担割合及び診療年月日などが明らかな領収書を提出する。後日、妊産婦指定の金融機関口座に振り込みになる。
- 助成費用財源 : 県と各自治体がそれぞれ 5 割ずつ負担。国からの交付金はなく、県と各自治体がそれぞれの財源で行っている。
- 実績 : 年間 約 10 万件。県の助成総額は年間 約 2 億 3 千万円。
(平成 27－29 年の概数)

参考 栃木県の出生数 年間 約 14,000 (平成 27-29 年の概数)。

県と各自治体がそれぞれ 5 割ずつ負担していることから、助成総額（県と各自治体の合計）は 年間 約 4 億 6 千万円 と推定される。

したがって、妊産婦 1 人当たりの助成費用は、32,857 円 程度と試算される。

栃木県ホームページ 栃木県妊産婦医療費助成制度

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/kosodatesoudan/shiennseido.html>

【参考】栃木県こども医療費助成制度

出生日から満 12 歳に達する年度（小学校 6 年生）の年度末までの、保険診療の診療費自己負担分を全額助成する。なお、栃木県では自治体単独事業として、県内のすべての自治体で中学生も、また約 5 割の自治体で高校生も助成制度の対象になっている。

出生届を自治体に提出する際に、本制度の説明を受け、受給資格の登録を行い受給資格証の交付を受ける。

診療区分 : 外来診療及び入院診療。

対象者 : 出生日から小学校 6 年生年度末までの小児。対象者の所得制限はない。

（県内すべての自治体で中学生も助成対象。約 5 割の自治体で高校生も助成対象。）

給付対象 : 医療保険適用のすべての疾病。入院時食事療養費も助成対象。

自己負担 : 未就学児はなし。

小学生以上は月額上限 500 円だが、県内の約 8 割の自治体にて自己負担金の全額助成が行われており、これらの自治体では自己負担はない。

給付方式 : 未就学児は現物給付（医療機関窓口での支払いなし）。

小学生以上は、県内の約 8 割の自治体にて現物給付。

（約 2 割の自治体は償還払い。申請窓口は各自治体の医療費助成担当課。）

助成費用財源 : 小学生までは、県と各自治体がそれぞれ 5 割ずつ負担。国からの交付金はなく、県と各自治体がそれぞれの財源で行っている。

中学生以上は、各自治体のみの財源で行っている。

実績 : 年間約 220 万件。県の助成総額は年間約 24 億 1 千万円。

補足 栃木県の妊産婦医療費助成制度の助成総額は年間約 2 億 3 千万円で、こども医療費助成制度助成総額は年間約 24 億 1 千万円であるので、妊産婦医療費助成制度はこども医療費助成制度の約 10 分の 1 の財政支出で実施可能ということになる。

妊産婦医療費助成事業

事業概要

- ・ 事業開始年度 昭和48年度
- ・ 助成対象期間 妊娠届が受理された月の初日から出産した月の翌月末日まで
- ・ 助成対象内容 医療保険適用のすべての疾病（入院時食事療養費を除く。）
- ・ 助成対象者 妊産婦（生活保護世帯を除く。）
- ・ 助成方法 償還払い方式
- ・ 自己負担金 薬局を除く医療機関ごとに月500円（1レセプト）
- ・ 所得制限 なし
- ・ 事業主体 市町
- ・ 補助率 市町の医療費助成額の1／2を県が補助する。

妊産婦医療費助成事業

富山県厚生部健康課

開始年度：昭和48年度

趣 旨：総合母子保健対策の一環として、妊産婦の医療費の公費負担を行うもの。

対象疾患：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産

対象期間：妊産婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日まで

所得制限：有（旧児童手当特例給付準拠）

自己負担：無

支給方法：現物給付

実施主体：市町村

県補助率：1/2

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦が、病院などにかかったときの医療費の一部を助成する制度（所得制限あり）です。

ただし、外来では医療機関ごとに1日600円を上限として月2回までの自己負担（調剤薬局は除く）、入院では医療機関ごとに1日300円を上限として月3,000円までの自己負担があります。

（補足1）原則、産婦人科を標榜する医療機関でのみ有効となります。また、産婦人科以外の診療科等の検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介状（診療情報提供）がある場合を対象とします。

（補足2）入院時の食事代等や医療保険適用外分は助成の対象外です。

対象者

1. 母子健康手帳の交付を受けている妊産婦であること
2. 健康保険に加入していること
3. 水戸市に住民票の登録があること
4. 妊産婦本人と配偶者（婚姻予定の方等も含む）、及び扶養義務者（同一世帯の父母等）の所得が基準額未満であること（基準額以上の場合は制度非該当となります）

期間

母子健康手帳が交付された月の初日から、出産（流産を含む）した日の属する月の翌月末日まで

申請に必要なもの

1. 母子健康手帳
2. 健康保険証
3. 印鑑
4. 妊産婦本人と配偶者（婚姻予定の方を含む）、及び扶養義務者（同一世帯の父母等）の個人番号がわかる書類（マイナンバーカード等）
5. 申請者の本人確認書類（運転免許証等）

※妊産婦本人と配偶者（婚姻予定の方を含む）、及び扶養義務者（同一世帯の父母等）のうち、他市町村から転入された方や他市町村に住居登録をされている方は所得確認が必要です。所得確認のための書類として以下のいずれかをお持ちください。なお、確認対象となる所得年度は母子手帳の交付月により異なりますので（注1）を確認のうえ必要年度をご用意ください。

- 交付状況証明書（県内別市町村からの転入で、マル福を受給していた場合）
- 該当年度の課税証明書（扶養人数・控除等記載のもの）または非課税証明書（所得がない場合）
- 同意書（マイナンバーの情報連携により他市町村へ所得照会を行い所得確認をするための同意書です。所得確認が必要な方全員がそれぞれご自身でご署名ください。同意書様式は[こちら](#)）

（注1）確認対象となる所得年度について

母子手帳の交付月が平成29年7月～平成30年6月の方は 平成29年度（平成28年中）の所得
母子手帳の交付月が平成30年7月～平成31年6月の方は 平成30年度（平成29年中）の所得

所得制限

岩手県の妊産婦医療費助成制度

(1) 関係法令

- ア 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱（岩手県）
- イ 盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱

(2) 対 象

妊産婦

- ア 県の補助事業対象者：妊娠５カ月目から出産月の翌月まで
- イ 市の単独事業対象者：妊娠８カ月目から出産月の翌月まで

(3) 助成期間

妊娠５カ月目又は８カ月目の月から出産月の翌月まで。

(4) 助成内容

保険で診療を受けたときに支払った自己負担額から、１レセプトあたり入院 2,500 円、入院外 750 円を控除した額（３歳未満児及び非課税世帯は自己負担額全額）

* 保険のきかない診療、投薬は対象外

(5) 受給者証交付申請に必要なもの

ア 母子健康手帳 イ 健康保険証（妊婦の加入しているもの） ウ 本人及び配偶

者の

マイナンバーが分かるものまたは所得証明書（所得額、控除額、扶養人数、課税・非

課税

の記載があるもの） ※その年の１月１日（申請日が１月から７月の場合は前年の１

月１

日）に当市に住民票がない場合は、原則として必要（本人が配偶者の扶養に入ってい

ると

きは不要）

* 出産予定日が１月１４日までの方は前年度（前々年分所得）の書類、出産予定

日が１月１５日から翌年の１月１４日までの方は今年度（前年分所得）の書類

ウ 預金通帳（受給者本人又は保護者のもの） エ 印鑑

(6) 所得制限による受給者区分

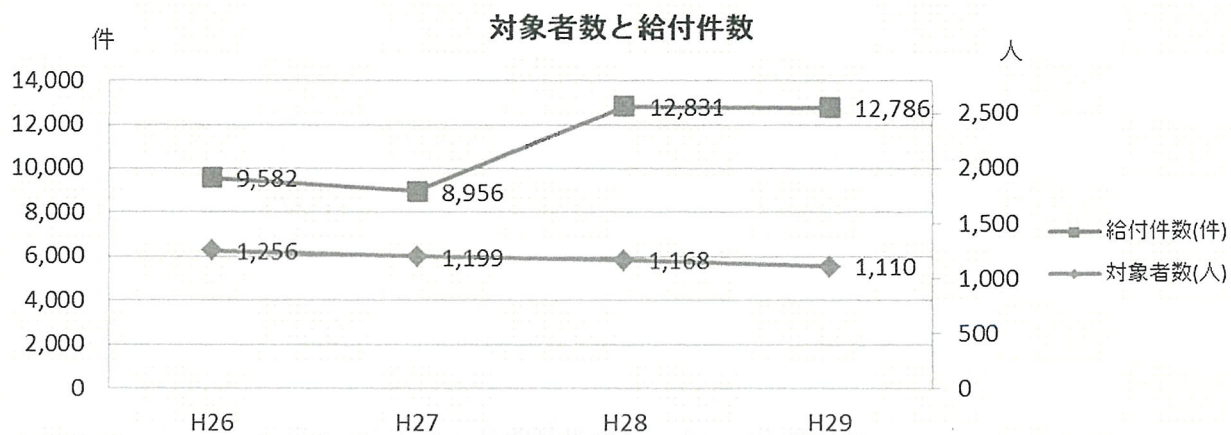
県補助事業対象者：県の所得制限限度額表（別表：P31）による。

市単独事業対象者：県補助事業の対象外者（所得制限なし）

(7) 妊産婦医療事業実績

事業費と給付状況

年度	H26	H27	H28	H29
扶助費（円）	99,814,215	85,854,538	128,585,625	156,065,248
委託料（円）	965,537	900,145	1,062,247	1,258,466
事務費（円）	465,812	476,045	471,500	509,536
合 計（円）	101,245,564	87,230,728	130,119,372	157,833,250
対象者数（人）	1,256	1,199	1,168	1,110
給付件数（件）	9,582	8,956	12,831	12,786
1人当たりの給付金額（円）	79,470	71,605	110,091	140,599
1件当たりの給付金額（円）	10,417	9,586	10,022	12,206



岩手県における妊産婦医療費助成と子ども医療費助成の実態

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
妊産婦医療費助成	101245564	87230728	130119372	157833250
乳幼児医療費助成	391983732	381894332	411182758	435367652
小学生医療費助成	9682535	15894247	130518871	205592890
子ども医療費総額	401666267	397788579	541701629	640960542

	*年間分娩数	診療区分	対象者	対象疾患	所得制限	自己負担額	助成費用財源	支払い方法	実績	支払い総額
岩手県	9452	外来・入院	妊娠5カ月目から出産月の翌月まで	医療保険適用の全ての疾病	あり	保険で診療を受けたときに支払った自己負担額から、1レセプトあたり入院2,500円、入院外750円を控除した額	県と市町村が1/2	現物給付	年間約3500件	約1億2千万円
栃木県	16182	外来・入院	妊娠届をした月の初日から出産した月の翌日の末日までの妊産婦	医療保険適用の全ての疾病	なし	月額上限500円	県と市町村が1/2	償還払い	年間約10万件	約2億3千万円
茨城県	23254	外来・入院	妊娠届を行った妊婦で出産した月の翌日の末日まで	医療保険適用の全ての疾病	あり	自治体によるが若干の自己負担あり	県と市町村が1/2			
富山県	8003	外来・入院	妊産婦医療費受給者資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産した月の翌日の末日まで	妊娠高血圧・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患・切迫早産	あり		県と市町村が1/2	償還払い		

*年間分娩数は平成25年の資料（母子保健の主な統計）より

まとめ

- ・現在4県で行われている妊産婦医療費助成制度について紹介した
- ・妊婦加算は妊婦を守るために必要な加算である
- ・妊産婦医療費助成制度のような制度が全ての自治体で実現すれば妊婦の負担を軽減しながら、妊産婦の保険診療をより安全・安心なものにできるのではないか

